

議題に関連する神奈川県実施事業等について

1. 地域医療介護総合確保基金を活用した小児在宅医療に関連した事業例（神奈川県）

(1) 小児等在宅医療連携拠点事業

【概要】

在宅療養を行う医療依存度の高い小児等やその家族が地域での療養生活を支える体制を構築するため、会議体、相談窓口の設置、研修の実施等を行う。

【予算額】

7,798 千円

【備考】

委託先：神奈川県立こども医療センター（相談業務、研修等）

(2) 地域在宅医療推進事業費補助

【概要】

本県における在宅医療の推進を図るため、県医師会が地域の医師会と連携して行う、県内各地域における在宅医療の推進に資する事業に係る経費に対して補助する。

（本事業を用いて横浜市医師会及び厚木医師会が医療関係者向けの小児在宅医療に関する研修講演会を実施）

【予算額】

10,721 千円（うち小児在宅医療に関する予算額 675 千円）

【備考】

補助率：3/4

(3) 重度重複障害者等支援看護師養成研修事業

【概要】

看護職員や看護学生に対して、福祉現場における看護の必要性についての普及啓発と、医療ケアが必要な重度重複障害者等に対する看護についての知識や技術を習得するための研修を実施し、重度重複障害者等のケアを行う専門看護師の養成確保、人材の定着を図る。

【予算額】

1,559 千円

【備考】

委託先：公益社団法人神奈川県看護協会

2. 在宅人工呼吸器非常用簡易自家発電設備整備費補助

(1) 目的

- 在宅人工呼吸器を使用している患者にとって、電力供給の停止がそのまま生命の危険に直結する恐れがあるため、医療機関が、長期の停電時に当該患者に貸し出せる簡易自家発電装置等の整備に必要な経費の補助を行うことで、災害時における当該患者の医療提供の確保を図る。

(2) 事業内容（令和元年度）

- 訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診ている医療機関が、長期の停電時に当該患者に貸し出せる簡易自家発電装置等の整備に必要な経費の補助を行う。

ア 補助率

1 / 2

イ 補助対象者（実施主体）

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所。

ウ 基準額及び対象経費

基準額：1人当たり基準額212千円

対象経費：停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等（※）の購入費

エ 財源

医療施設等設備整備費補助金（国庫）

※簡易自家発電装置等は、ガソリン・ガス等で駆動される自家発電装置、人工呼吸器の予備バッテリーであって、災害等による電力不足に備えて、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関が患者の療養の確保に必要な設備を無償で貸し出すために整備するものとする。

(3) 実施状況等

- 10月18日現在、22事業者分の交付に向けて手続き中。
- 次年度以降の実施に関しては国庫補助が継続された場合に検討。

3. ケア付き通学支援

(1) 補助要件

市町村（教育委員会）が以下の手段により、各種移動支援サービス（移動支援、介護タクシー、放課後デイ送迎者等）に同行する看護師を確保し、保護者等との連絡調整の上、医療的ケア児に対し、通学（自宅から学校までの間）支援を実施する場合に補助する。

- ① 看護師又は喀痰吸引研修修了者の直接雇用 あるいは
- ② 訪問看護ステーションや看護師の配置のある放課後等デイサービス事業者と契約

(2) 補助基準額

30 分あたり 5,000 円

※ 訪問看護報酬相当 5,000 円(30 分未満)を基準とする。

※ 1 日 1 回、最長 60 分まで、月 4 日を上限とする。

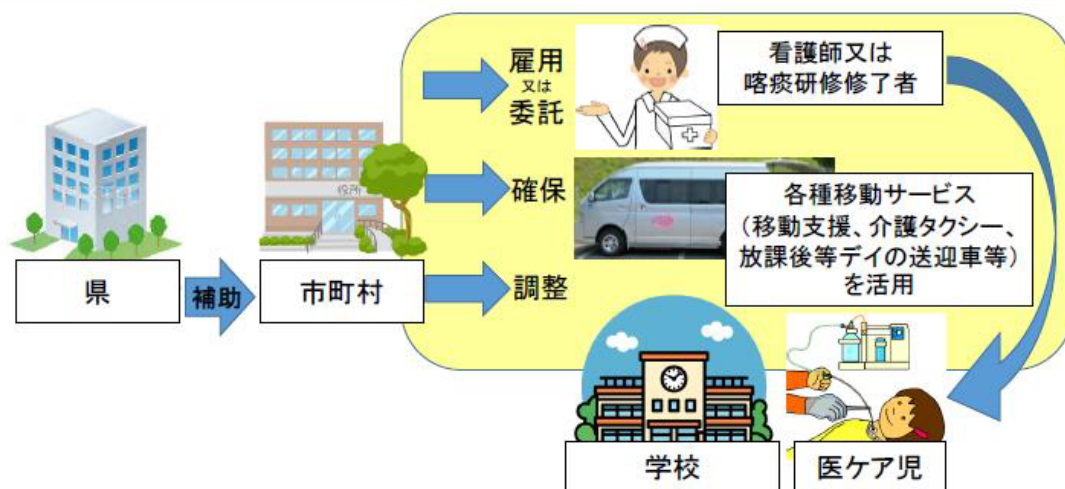
(3) 負担割合

県 1 / 2 市町村 1 / 2

< 新たな取組み (案) > ※取扱注意

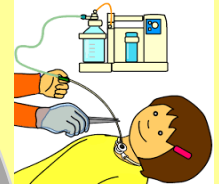
ケア付き通学支援(福祉×医療×教育)

・医療的ケアが実施可能な看護師や喀痰吸引等研修修了者が、各種移動サービスの車に医療的ケア児と同乗し、通学(学校 ⇄ 自宅又は各種お預かりサービス事業所)のための移動を支援する



医ケア児の「育ちの場」の確保、保護者のレスパイト(一時休息)の実現

「ケア付き通学支援」の範囲



自宅-学校
及び
学校-一時預かり-自宅
も含めて「ケア付き通学
支援」の対象としたい



<一時預かり>

- ・放課後デイ【国】
- ・日中一時支援【市町

・H30 報酬改定にて、
放デイは、看護師配置加算
が新設された。
(一定要件あり)
・日中一時支援は、一部市
町村で独自加算

⇒重複算定不可とする
⇒帰宅までの間の移動部分

